

鳥取市工事希望型指名競争入札実施要領

令和5年12月7日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取市（以下「市」という。）が発注する建設工事について、当該工事を受注する能力及び意欲がある建設業者に十分な受注機会を与えることにより、公平性、競争性及び透明性の確保を図りつつ、建設工事の円滑な施工を確保するために実施する工事希望型指名競争入札の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「工事希望型指名競争入札」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び鳥取市建設工事執行規則（昭和61年鳥取市規則第11号）に基づき市が執行する建設工事の指名競争入札のうち、当該入札への参加を希望する建設業者の中から入札参加者を選定して行うものをいう。

(対象工事)

第3条 工事希望型指名競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害等からの復旧・復興を目的として行う工事
- (2) その他、市長が適当と認めるもの

(入札参加申込み)

第4条 市長は、工事希望型指名競争入札の方式によって建設工事を発注しようとするときは、鳥取市公式ウェブサイトにて当該建設工事の名称、工事場所、工期、発注工種、予定価格、対象の格付等級、入札予定日、工事概要及び参加の申し込みを受け付ける期間（以下これらを「工事情報」という。）を公表するものとする。ただし、必要があると認められる場合はその他適宜の方法によって参加候補者宛てに通知を行うか、又はこれらを併用することができるものとする。

- 2 対象工事の入札に参加を希望する者は、対象工事ごとに定める参加の申し込みを受け付ける期限までに、電子申請サービスを使用して申込みを行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申込みがあった場合には、入札に参加する資格がないと認められる者を除いた者を全て指名するものとする。
- 4 第2項の期限が到達した後は、工事情報の公表は入札情報システムを使用して行う。
- 5 第2項の申込みがなかった場合は、当該入札を中止する。
- 6 第2項の申込みを行った者の商号又は名称は、公表しない。また、第3項の規定により

指名した者の商号又は名称は、入札の結果が確定した後に公表するものとする。

(指名を行わない場合)

第5条 前条第3項に規定する入札に参加する資格がないと認められる者は、指名の決定を行う日の時点で次の各号のいずれかに該当している者とする。

- (1) 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱(平成25年4月1日制定)による指名停止措置を受けている者
- (2) 対象工事の発注工種及び格付等級に合致する入札参加資格を持たない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の構成員又は暴力団若しくはその構成員(以下「暴力団等」という。)の利益につながる活動を行い、若しくは暴力団等と密接な関係を有する者(法人の役員又は構成員がこれに該当する場合を含む。)
- (4) その他、対象工事の施工にあたり適当ではないと認められる者

2 前条第3項の規定にかかわらず、同一の入札に対し、次の各号に掲げるいずれかの関係にある者が申込みを行った場合は、経営事項審査に基づく対象工事に係る発注工種の総合評定値が最も高い1者のみを指名するものとする。ただし、総合評定値が同点の場合は、鳥取市建設工事指名業者選定要綱(平成17年2月1日制定。以下「指名選定要綱」という。)第5条に規定する建設業者指名審査委員会が決定した1者のみを指名するものとする。

- (1) 代表者が同じ者
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)の規定による親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同一とする子会社同士の関係にある者
- (3) 役員(取締役)を兼務している者がいる者
- (4) その他、前各号に掲げる関係と同視しうる関係にあると認められる者

(電子入札)

第6条 対象工事の入札は、鳥取市建設工事等電子入札実施要綱(令和5年2月15日制定。以下「電子入札要綱」という。)に規定する電子入札により行う。

- 2 入札執行者は、第4条第3項の規定により指名した者に対しては、その旨を電子入札システムを用いて通知するものとする。ただし、電子入札システムの利用者登録を行っていない者に対しては、電子メールその他適宜の方法により通知するものとする。
- 3 第4条第3項の規定により指名された者が、やむを得ない理由により入札書受付締切日時以降に入札への参加を辞退することを希望するときは、開札予定時刻までに入札執行者へ電話その他適宜の方法により辞退の意思を通知しなければならない。
- 4 前項の通知をした者は、入札執行者が別に定める期限までに、辞退の意思を疎明する書面を入札執行者へ提出しなければならない。

- 5 この要領に規定する工事希望型指名競争入札を実施する場合に限り、電子入札に必要なICカードを所持していない又は利用者登録が完了していない場合については、当面的間、電子入札要綱第11条第2項第4号に掲げるやむを得ない理由があると認められる場合に該当するものとして扱う。

(適用する入札制度)

第7条 対象工事は、鳥取市建設工事取り分け方式取扱試行要領（平成28年1月4日施行）に規定する取り分け方式の対象とする。

- 2 前項の規定は、同一日に工事希望型指名競争入札以外の入札を行う場合も同様とする。
- 3 対象工事には、指名選定要綱第2条第4項の規定を適用する。

(質問回答)

第8条 対象工事の入札閲覧設計書に関して質問がある場合は、開札予定日の5日前までに、入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領（平成18年11月21日制定）様式第1号の書面を、電子メールにより、別に指定するメールアドレスへ提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、当該書面をファクシミリにより入札執行者へ提出することができるものとする。

- 2 質問ができるのは、第6条第2項の通知を受けた者に限るものとする。
- 3 質問に対する回答は、開札予定日の4日前までに、鳥取市公式ウェブサイトに掲載する。

(入札結果の公表)

第9条 対象工事の入札の結果の公表は、入札情報システムを使用して行う。

(書類の提出等)

第10条 市に対し、電子メールにより書類等を提出する場合は、最新のパターンファイルを適用したセキュリティソフトによるウイルスチェックを行わなければならない。提出されたファイルがウイルス（マルウェアその他悪意のあるソフトウェア全般を含む。）に感染していた又は感染が疑われる場合、市は当該ファイルを受領又は開封しないものとする。この場合において、市は当該ファイルを提出した者がした質問、入札その他当該入札に付随する一切の行為を無効なものとして扱うことができるものとし、これによって生じた損害について市は一切の責を負わないものとする。

- 2 市に対し、電子メールにより書類の提出その他所要の連絡を行う場合は、通信回線の状況、市のシステムによるウイルスチェックその他の原因により到達が遅延する場合がありますため、十分な時間的余裕をもって行き、必要に応じて電話で到達確認を行うこと。期限までに電子メールが到達しなかったことによって生じた損害について市は一切の責を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、工事希望型指名競争入札の執行にあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月11日から施行し、令和6年1月1日以降に入札の情報を公表するものから適用する。